

広報とめ

市政だより

FEBRUARY 2007

2.21

No.46



オニさん こっちにこないで!

(登米保育所で豆まき)

MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION

快適な環境を次世代へ

市では、今年4月からの環境基本条例施行を目指すとともに環境基本計画の策定作業を進めています。この条例制定と計画を策定するに当たり、市内の住民、児童生徒、事業所を対象に昨年8月から10月にかけてアンケート調査を実施しました。

日ごろ、市民皆さんが「登米市の環境」についてどのように考えているのか、またどんな取り組みを行っているのかなど、結果がまとまりましたので、その概要を報告します。

【調査期間】
平成18年8月1日(火)～10月31日(火)

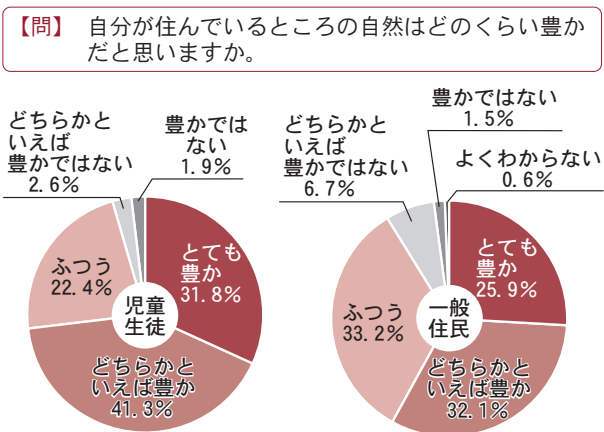
【調査対象者】
①一般住民：住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人
②児童生徒：市内の小学5年生と中学3年生全員1,617人
③事業所：市内の事業所の中から抽出した200事業所

【調査方法】
①配布と回収は、各行政区長に依頼
②配布と回収は、各学校に依頼
③配布と回収は、郵送で実施

【回収数・回答率】
①1,468人・73.4%
②1,617人・100%
③113事業所・56.5%

市民の多くが自然の豊かさを実感

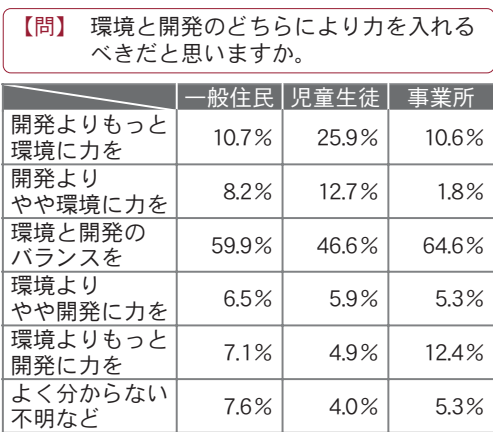
市の自然が豊かかどうかを尋ねたところ、「とても豊かなところ」または「どちらかといえば豊かなところ」と答えた人が一般住民では58%、児童生徒では約73%となっており、ふりさとの自然が、豊かであると実感



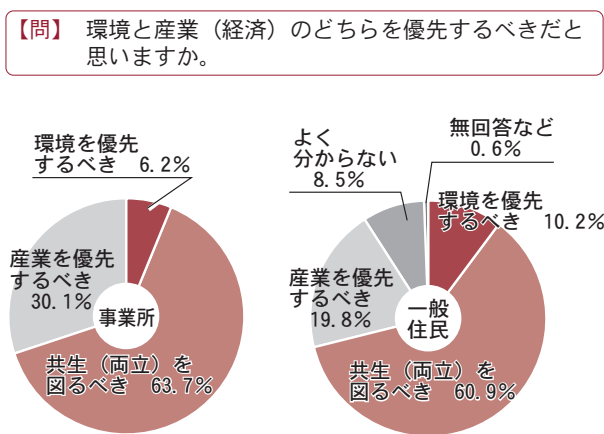
している市民の多いことが分かりました。

環境と開発・産業のバランスを求める市民が多数

市が環境と開発のどちらかに力を入れるべきかを尋ねたところ、「バランスをとるべき」と答えた人が、一般住民で約60%、児童生徒で約47%、事業所では約65%と、いずれも多数を占めました。



また、一般住民と事業者に環境と産業(経済)のどちらを優先するべきかについて尋ねたところ、いずれも60%以上の人が「共生(両立)を図るべき」と答えています。環境と開発、環境と産業(経済)の優先度合いについては、市民の多くがバランスを重視していることが分かりました。



環境学習などの意欲は高い

ゴミの分別については、「いつも分けている」または「分ける方が多い」と答えた人は、一般住民では約84%、小学5年生では約73%と高かったのに対し、中学3年生は約60%とやや低い結果となりました。

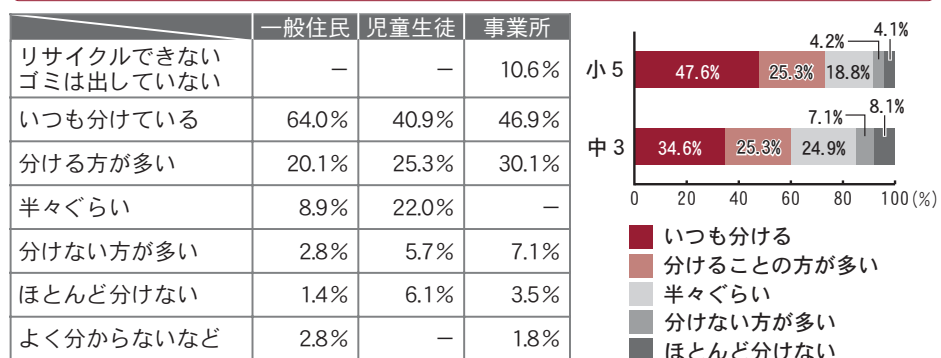


▲環境問題に対する関心が高まっています(廃食油回収の様子)

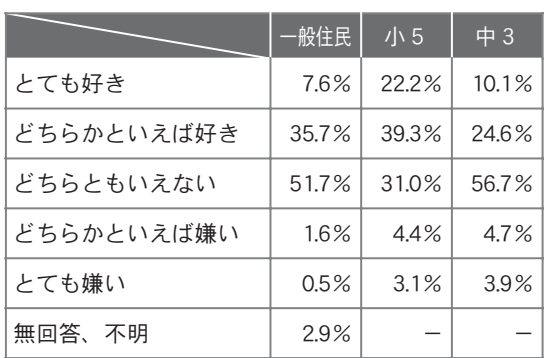
35%、3年生が約62%、小学5年生が約43%、一般住民が約43%、た人は、一般住民が約35%でした。

また、環境の問題を学ぶことが好きかどうか尋ねたところ、「とても好き」または「どちらかといえば好き」と答えた人は、一般住民が約43%、小学5年生が約43%、た人は、一般住民が約35%でした。

【問】 資源ゴミを回収できるように、ほかのゴミと分けていますか。

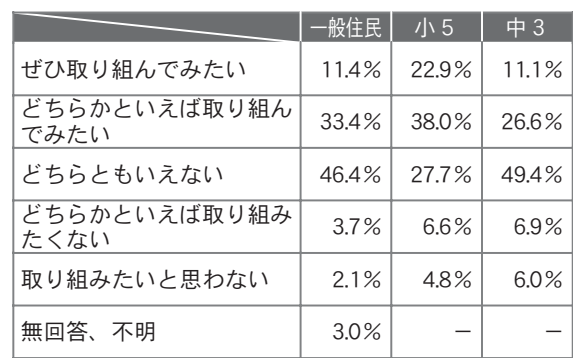


【問】 環境のことを学ぶのが好きですか。



環境を守る活動に取り組んでみたいかとの問いに対しては、一般住民の約45%、小学5年生の約61%、中学3年生の約38%が「ぜひ取り組んでみたい」または「どちらかといえば取り組んでみたい」と答えました。

【問】 家族や友だちなどと一緒に、環境を守る活動に取り組んでみたいと思いますか。



アンケート調査結果から

今回のアンケートで、市民の多くが環境に配慮した日常生活を送っていることや、環境学習への意欲があることなどについて明らかにしました。環境行政を市民との協働によって進めていくためには、今後ますます環境教育の充実が必要だと思われまます。

また、中学3年生の調査結果を見ると、ゴミの分別や環境教育についての関心が低くなっていることから、この年代に対する働きかけの重要性も分かりました。

今年14日に開会した2月定例会議で審議されている「登米市環境基本条例案」には、アンケート調査結果や市民の意見を取り入れた「環境と産業の共生」など、全国で初めて盛り込まれています。

現在策定中の環境基本計画も、登米市らしい計画にしようと、来年度中の完成を目指して作業を進めているところです。

アンケート調査の報告書は、市民生活部環境課(南方庁舎2階)と各総合支所地域生活課で閲覧できるほか、市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

【問い合わせ】

市民生活部環境課 環境保全係
0220(58)5553

転ばない、閉じこもらない 生活を目指しましょう

今年度、65歳以上の市民を対象に「高齢者実態調査」を実施しました。
調査を依頼した4,830人のうち4,459人（92.3%）から回答をいただきました。

登米市の高齢者は転びやすい

調査協力者の過去1年間に転倒した割合は32.8%。これはほかの地域と比べてかなり高くなっています。最も低い沖縄県の市と比較して3倍という結果でした【図1】。家庭では、つまずく原因になるような電気コードや小物類はきちんと片付けて、歩くときは足元に注意してください。また、転ばない体づくりのために、日ごろから体操などで体を動かしましょう。

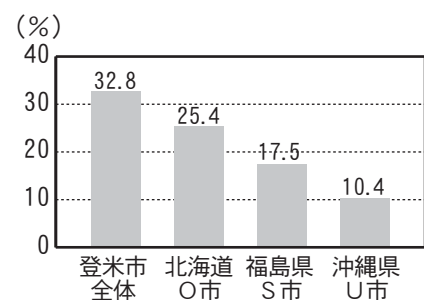
家に閉じこもりがちなのも多い。週に1回は出掛けましょう

外出するのが週1回未満の高齢者を「閉じこもり高齢者」といっています。前回、このコーナーで紹介した高齢者健診参加者の「閉じこもり」割合（男性9.9%、女性13.5%）に対して、実態調査では約2倍（男性21.7%、女性27.7%）の値を示しました【図2】。全国的には13~22%といわれているので、登米市には家に閉じこもりがちの高齢者の多いことがわかります。家にいることが多くなると、だんだん体を動かさなくなり、体の機能低下や一人で考え込んで「うつ」になることもあります。少なくとも週に1回は散歩したり、近所に出掛けたりして家の外に出る機会をつくりましょう。

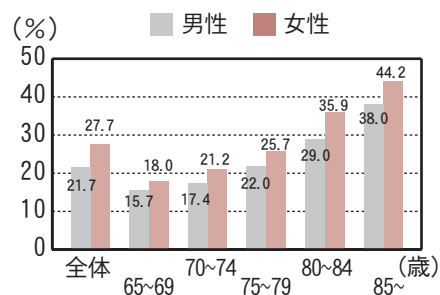
転ばない、閉じこもらない、 「やる気、元気、いきいき」生活を目指しましょう

「やる気」や「元気」がある「いきいき」とした生活を続けていくためには、「転ばない、閉じこもらない」が必要です。それには「一に体操、二に散歩、三四がなくて、五に茶飲み」が効果的です。気軽にできる活動から積極的に取り組みましょう。（東北文化学園大学 教授 植木章三）

【図1】過去1年間の転倒発生率



【図2】閉じこもり高齢者の割合



転倒予防体操 いきいき体操とめ ができました

「いきいき体操とめ」は、立っている人も座っている人もみんなで一緒にできる体操が5つあります。音楽に合わせて体操をすれば、楽しく体を動かすことができます。

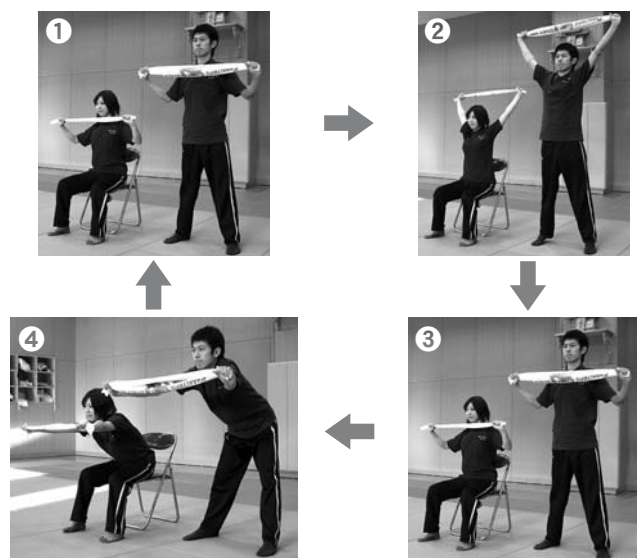
体操は「第2回健康なまちづくり講演会」で紹介しますので、ぜひ参加してください。ここでは、5つある体操のうちから1つを紹介します。

第2回健康なまちづくり講演会

【日時】 2月26日（月）午後1時30分～3時
【場所】 南方農村環境改善センター

- ① タオルの両端を持って、タオルを伸ばして胸の前で構えます。
- ② タオルを頭の上にもっすぐ上げて背筋を伸ばし、
- ③ 再び、タオルを下ろします。
- ④ 背筋を伸ばして、タオルをできるだけ前に出していきます。また①に戻ります。

●肩や背中、腰などをバランスよく鍛える運動
※呼吸は止めずに、声を出して数を数えながら行います



【問い合わせ】 市民生活部健康推進課 地域保健係 ☎ 0220 (58) 2116

●申告相談時に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
- 事業所得者（営業、農業など）は、関係帳簿・経費の領収書など
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除（国保税、国民年金など）を受けるときは、領収証書
- 生命保険料控除、損害保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
- 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書（工事請負契約書）・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票
- その他、収入や経費が分かる書類

- 農協との取引明細書（売り上げと経費が分かる書類）
- 収支を記載した関係帳簿、領収書など
- 各種農業関係補助金などの証明書
- 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
- 自家消費の農産物（米、野菜）の数量
- 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
- 肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類

2月7日から市県民税・国民健康保険税・介護保険料・所得税の申告相談が始まりました。
例年、日程の終盤に近づくこと非常に込み合いますので、各行政区の割当日に申告することをお勧めします。割当日に申告できない人は、早めに済ませましょう。
なお、必要書類を忘れて自宅に戻る人が多く見られます。

早い時間に会場へ来て、途中で戻ると順番が後になってしまいます。申告会場へ出掛ける前に、各種経費の領収書や源泉徴収票など、必要書類を確認しましょう。
【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
☎ 0220 (22) 2163
申告相談は
3月15日（木）まで



込み合う前に早めに申告をしましょう

申告相談

早めに
済ませましょう

養護老人ホーム移管（民設・民営）に伴う 社会福祉法人を募集

市では、養護老人ホーム「きたかみ園」を廃止して、施設の整備・運営を民間へ移管するために、養護老人ホームを設置・運営する社会福祉法人を募集します。

【応募資格】

宮城県知事が所轄する社会福祉法人
※新規設立予定法人も含む

【応募条件】

- ①適切な運営と質の高い高齢者福祉サービスが提供できること。
- ②建設資金（法人負担分）の確保ができること。
- ③「きたかみ園」に入所している人の受け入れができること。
- ④平成21年4月1日までに事業の開始ができること。

【移管条件】

- ①土地は無償貸付とします。
▶ 予定地：登米市登米町寺池辺室山27番地ほか
▶ 地目：宅地 ▶ 面積：9,768.57㎡

②建設費については、県と市の補助制度があります。
※詳細については、説明会で説明します。

【募集期間】

4月10日（火）～5月10日（木）

【選定方法】

選定委員会を設置して、書類審査やヒアリング審査を行い、最も適した法人を候補として選定します。

【説明会】

▶ 日時：2月28日（水）午前9時～11時
▶ 場所：市役所南方庁舎2階
南方住民情報センター（シアターホール）

【問い合わせ】

福祉事務所生活福祉課（福祉施設計画担当）
☎ 0220 (58) 5552

